

経理部門の基本有用情報

今月の経理情報

今回のテーマ： 2016年度税制改正大綱 ～個人所得課税関連～

2016年度税制改正大綱が閣議決定されました。個人所得課税に関する主な改正内容は次のとおりです。

項目	改正内容	
医療費控除の拡充 (スイッチOTC医薬品控除)	概要	薬局等で販売されているスイッチOTC医薬品を購入した場合には、購入費用を所得控除することができる (*) スイッチOTC医薬品：医師の判断でしか使用できなかった医薬品で、ドラッグストア等での販売が許可されたもの
	所得控除	次の(1)又は(2)のいずれかを選択(重複適用不可) (1) 実際に支払った医療費の合計額一次の金額(最高で200万円)10万円(総所得金額等が200万円未満の場合、総所得金額等×5%) (2) スイッチOTC医薬品の購入費-12,000円(最高で88,000円)
	適用期限	2017/1/1～21/12/31
住宅リフォームに係る税額控除の拡大 (三世帯同居改修)	概要	つぎのリフォーム工事が対象 ・耐震改修 ・バリアフリー改修 ・省エネ改修 ・三世帯同居改修
	税額控除	次の(1)又は(2)のいずれかの金額を税額控除することができる (1) ローン型(5年間) ①対象改修…バリアフリー改修、省エネ改修、三世帯同居改修 ②控除金額(年間限度額12万5千円) 改修費用に係る借入金等年末残高×(2%～1%) (2) 投資型(その年のみ) ①対象改修…耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修、三世帯同居改修 ②控除金額(限度額20万円～25万円) 改修費用×10%
	適用期限	2016/4/1～19/6/30
住宅譲渡に係る3,000万円控除特例の追加(相続後空き家の売却)	概要	次の(1)又は(2)に該当する場合には、譲渡所得から3,000万円の特別控除が可能 (1) マイホームを売却した場合 (2) 旧耐震基準の空き家を相続し、耐震改修又は住宅除却後に売却
	特別控除	(売却金額-取得価額-3,000万円)×税率
	適用期限	2016/4/1～19/12/31
通勤手当の非課税限度額	概要	(改正前)月額10万円 → (改正後)月額15万円
	適用期限	2016/1/1～

お見逃しなく!

次の税制の適用期限が2年間延長されています。

- ・所有期間10年超のマイホームを譲渡した場合の軽減税率の特例
- ・マイホームを買換えた場合の譲渡損失の繰越控除等の特例
- ・新築住宅及び認定長期優良住宅の固定資産税1/2減額措置等